

飲食店を経営する皆様へ

令和2年4月から、「原則、屋内禁煙」です。

喫煙するためには「喫煙室」の設置が必要です。

「喫煙室」設置費用の一部を助成します

(令和5年2月末までに事業実績報告が必要です。)

- 1 助成対象事業主 (次の飲食業で、かつ(1)、(2)の両方に該当する事業主)
すし店、めん類店(そば、うどん店)、中華料理店、社交業(スナック、バーなど)、
料理店(料亭など)、喫茶店、その他の飲食店(食堂、レストランなど)

(1)	労災保険の適用対象外の個人事業主(いわゆる「一人親方」(家族営業))
(2)	健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設の事業主
既存特定飲食提供施設とは(次の3つ全てに該当) ① 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店 ② 個人経営または中小企業(資本金または出資の総額が5,000万円以下) ③ 客席面積が100平方メートル以下	

2 助成内容

助成対象経費	助成率	上限
喫煙専用室(飲食不可)、喫煙可能室(飲食可)等の設置などに係る工費、設備費、管理費等	2/3	100万円

3 お問い合わせ先及び申請窓口

(公財) 青森県生活衛生営業指導センター

〒030-0812 青森市堤町2丁目16-11 理容会館1F

TEL 017-722-7002 FAX 017-722-7025

メール aomoricenter@seiei.or.jp